

国立ハンセン病療養所多磨全生園と地域社会との交流の変遷

The Transition of the Relationship between the National Hansen's Disease
Sanatorium Tama-Zensyoen and the Local Society

園田実穂
SONODA Miho

1. はじめに

(1) 研究背景

人類の歴史において、人権を侵害するような大きなあやまちはいくつも存在して来た。私たちはそういった出来事を再び生み出さないために、その歴史を知り理解する必要がある。また、そのような歴史があったとき、その当時に果たして何が起きたのか、その直接的な体験を語るができるのは、その被害を被った体験者本人たち以外にはいない。さらに、その記憶は体験者固有の記憶であり、その語りを記録はできても、体験そのものが次世代へ受け継がれることはない。つまり、何を教訓として後世へ伝えていくのか、そのために何をその体験の証拠として語るのか、またそれと同様にその体験の証拠となる風景や建物などをどのように遺すのかを、真にその体験に基づいて決定することができるのは、彼らが生存している間のみではないだろうか。

本研究では、そのような筆者の関心から、日本ハンセン病に着目をした。近代日本では、感染者を療養所へ隔離し撲滅を狙うハンセン病政策が展開された。この政策の下では、強制隔離、強制断種・強制墮胎、強制労働、死に至る監禁などの人権侵害、またはハンセン病への差別助長など深刻な被害がもたらされた。また、ハンセン病の原因であるらい菌は非常に弱く、公衆衛生の整った社会では感染しないが、戦後社会状況の安定した後も、1996(平成 8)年まで隔離政策は続けられた。このような深刻な人権侵害を伴うハンセン病政策を行ったのは、日本(および大戦当時の日本領)とアメリカのみと指摘されており^{註1}、世界でも特殊な例である。現在では、隔離政策は廃止され、ハンセン病への理解啓発が進みつつあるが、身体障害や社会的事情から療養所の外で生活できない入所者が療養所で暮らし続けている。入所者の平均年齢は 80 歳を超え、入所者がいなくなるという未来が目前に迫っている。

このような現状のなかで、療養所を遺産として保存するための具体的な活動を行っているのは、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園、多磨全生園の 4 園である。前者 3 園は全療養所の世界遺産登録を目標に活動している。多磨全生園は多磨全生園自体の保存活動を「人権の森構想」と名付け、2002(平成 14)年に立ち上げ実行している。本研究では、最も歴史の長い療養所のひとつである多磨全生園を取り上げる。また、多磨全生園はかつて隔離施設であり地域とは断絶された存在であったと考えられるが、この「人権の森構想」は地域社会との協働によって進められている。その点から、人権の森構想そのものだけでなく、地域社会とのどのような交流が保存活動に結びつく関係を築いたのかを明らかにする必要があると考える。

(2) 研究目的

背景を踏まえて、本研究は国立ハンセン病療養所多磨全生園と地域社会との交流の変遷および、多磨全生園の保存活動である「人権の森構想」の現状を明らかにし、この 2 点から、地域社会とのかわりにおける今後の「人権の森構想」の課題とあり方について考察する。

(3) 論文構成および研究方法

本研究は資料調査(表 1)とヒアリング調査(表 2)によった。

第 2 章では既往研究および関連する文献資料から、日本ハンセン病史と多磨全生園の歴史を把握した。

第 3 章では、多磨全生園入所者自治会発行の資料より全生園と全生園外部との交流について整理し、地域社会との交流の変遷を明らかにした。

第 4 章では、「人権の森構想」の現状を、ヒアリング調査を中心に把握した。

第 5 章では、第 3 章までの多磨全生園と地域社会と

の交流をまとめた上で、地域社会とのかかわりにおける「人権の森構想」の今後の課題とあり方を考察した。

表 1 使用した資料

| 期間 | 資料名 |
|------------|-----------------|
| 1907～1978年 | 『俱会一処』資料「年表」 |
| 1981～1991年 | 「自治会ニュース」 |
| 1991～2006年 | 自治会誌「多磨」「自治会日誌」 |
| 2006～2015年 | 「自治会ニュース」(復刊版) |

表 2 ヒアリング調査概要

| ヒアリング対象 | 実施日 | 実施場所 | 内容 |
|---------------------------------------|-----------------|------------|--|
| 多磨全生園入所者自治会 会長 佐川修氏 | 2015年 11月21日 | 国立ハンセン病資料館 | 全生園と地域の関わり、人権の森構想立ち上げの経緯、自治会の活動、今後の意向等 |
| 東村山市役所企画政策課 人権の森構想担当者 | 2015年 11月17日 | 東村山市役所 | 人権の森構想における東村山市の参加経緯および事業内容、今後の意向等 |
| NPO東村山活き生きまちづくり 人権の森委員会担当副理事長 澤田泉氏 | 2015年 12月11日 | 国立ハンセン病資料館 | NPOの概要、人権の森構想におけるNPOの参加経緯および活動、今後の意向等 |

(4) 研究対象の概要

多磨全生園は東京都東村山市に位置する現役の国立ハンセン病療養所である(図 1)。入所者数は 205 人、平均年齢は 84.4 歳、9 割以上が 75 歳を超えている(2015(平成 27)年 9 月 30 日現在)。園内には、入所者の治療や生活に関する施設、ハンセン病の歴史をあらわす石碑や建造物、国立ハンセン病資料館、国立感染症研究所ハンセン病研究センター等が設置されている。



図 1 全生園全景^{注 2}

2. 日本ハンセン病史と多磨全生園の歴史

(1) 日本ハンセン病史

ハンセン病は、古代から世界各地においてみられた感染症であり、症状が進むと外見に変化が表れるなど様々な理由から差別の対象となることがあった。日本においては、1907(明治 40)年「癩予防二関スル件」、1931(昭和 6)年「癩予防法」によって全国のすべての感染者を療養所へ強制的に隔離することが決定された。

1930 年代からはこの方針に伴う「無癩県運動」が官民一体で行われ、強制連行されるハンセン病は恐ろしい病気であるとイメージづけられ、差別が助長された。入所者は故郷の家族と引き離され療養所に入所した。療養所では、入所者の生活は管理され、運営費削減のために「患者作業」と呼ばれる労働で自分たちの生活を賄った。また、入所者の監禁・拘束も行われた。

戦後、日本国憲法により基本的人権が保障される時代となっても、強制隔離は続行された。1948(昭和 23)年に国内でプロミンによる化学療法が実施段階となると、入所者たちは運動を起し、療養所でプロミンの使用が実現、ハンセン病が完治する時代となった。完治した青年層を中心に軽快退所が認められる時代となったが、退所者の社会復帰には支援がなされず厳しい生活を送った。身体的・社会的事情により退所できない入所者は療養所での生活を選択せざるを得なかった。この時期に、全国の療養所において入所者自治組織としての自治会が、また全国の入所者によって組織される「全国ハンセン氏病患者協議会」(略称「全患協」、現在の「全国ハンセン病療養所入所者協議会」、以下「全療協」)が結成されたが、癩予防法は廃止に至らず、1953(昭和 28)年に改正法「らい予防法」が制定された。

1994(昭和 69)年に隔離反対派の流れ継ぐ大谷藤郎氏(元厚生労働省)によってらい予防法廃止を打診する「大谷見解」が示されると、入所者やハンセン病学会が立ち上がり、1996(平成 8)年に「らい予防法廃止に関する件」が実現し、隔離政策は廃止となった。1993(平成 5)年には全国初のハンセン病資料館である高松宮記念ハンセン病資料館が多磨全生園に設置された。これは 2007(平成 19)年には国立ハンセン病資料館としてリニューアルする。資料館開館による啓発に後押しされ、らい予防法廃止、続く 2001(平 13)年には熊本地裁国家賠償裁判において入所者の原告団が勝訴し、隔離政策の誤りが認められた。政府は控訴断念に際し、謝罪広告の掲載や真相究明作業の実施、原告団や弁護士団、厚生労働省で組織するハンセン病問題対策協議会の開催などを盛り込んだ基本合意書を発表した。

国家賠償裁判以降、「全療協」は入所者の減少・高齢化に対応し、入所者の最後のひとりまで見捨てられることなく安心した保障がされるよう、また社会復帰者に対する援助、親族に対する援助、ハンセン病の患者であった人々の名誉を回復する措置を国が行うことを示した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(以下、「ハンセン病基本法」)の施行を、2009(平成 21)年に実現させた。これにより、現在、全療養所の入所者は「将

来構想」と呼ばれる療養所の将来計画の成文化および実現へ向けた活動を行っている。

(2) 多磨全生園の歴史

多磨全生園は、1909(明治 42)年に、第一区連合府県立全生病院として、東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、愛知県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の 1 府 11 県の感染者を収容した。1907(明治 40)年に現在地に設置が決定されると、病毒が農作物へ影響することを恐れた付近の住民による反対騒動が起こり、逮捕者を出した。設立以降、全生園においても、患者作業による労働、結婚に際した断種手術、監禁・拘束などが行われていた。1941(昭和 16)年には国立へと移管され、厚生省管轄の「国立癩療養所多磨全生園」と改称される。

1947(昭和 22)年、入所者の生活を守る自治組織としての多磨全生園患者自治会が発足すると、「全療協」下の入所者運動の拠点支部としての役割を担った。また、1948(昭和 23)年には自緑化委員会を設置し、入所者による園内の緑化活動が進められた。

戦後、所在地の東村山市^{註3}は高度経済成長期のなかでベッドタウンとして人口が急増し、全生園の周囲も宅地化した。全生園では 1960(昭和 35)年に隔離の象徴のひとつであった 3m の柵の垣根が施設側により 1.5m ほどに切り下げられた。1970 年代には園内を外部の人々が散策することが日常となったが、入所者が引け目を感じて散策を控えるようなことや、外部者による迷惑行為なども発生した。

1993(平成 5)年に園内に設置された高松宮記念ハンセン病資料館では、準備の段階から資料収集や展示の制作などを入所者が行い、2007(平成 19)年のリニューアルまで入所者が学芸員兼館員を務めた。

2009(平成 21)年の「ハンセン病基本法」に合わせ、全生園では「医療・看護・介護の確保と生活環境の改善、人権の森構想、保育園の設置(2012(平成 4)年 7 月 1 日実現)」の 3 項を将来構想として定めている。

3. 多磨全生園と地域社会の交流

(1) 分析の方法

(i) 資料調査

自治会発行の資料から、入所者と外部の交流の活動を抽出した。交流の傾向と第 2 章で把握した歴史から全生園史を四期に区分(表 3)することができた。第一期はほぼすべての交流が全生園内で行われていた 1907(明治 40)年～1947(昭和 22)年、第二期は自治会が結

成され入所者主体の活動が広範に見られるようになった 1948(昭和 23)年～1970(昭和 45)年、第三期は「身患連」の結成により入所者の社会的活動が増えた 1971(昭和 46)年～1989(昭和 64)年、第四期は資料館の設立により入所者による啓発活動が活発になった 1990(平成元)年～2015(平成 27)年とした。主だった交流を、それぞれの活動の発意者もしくは主体者が誰であったかにより、「(全生園の)内部から外部に向けての活動」「外部から内部に向けての活動」「協働による活動」を軸にし、整理した。

表 3 時期区分

| | |
|-----|----------------------------|
| 第一期 | 1907(明治40)年から1947(昭和22)年まで |
| 第二期 | 1948(昭和23)年から1970(昭和45)年まで |
| 第三期 | 1971(昭和46)年から1989(昭和64)年まで |
| 第四期 | 1990(平成元)年から2015(平成27)年まで |

(2) 第一期: 1907(明治 40)年～1947(昭和 22)年

隔離政策が成立した時期であり、入所者の外出は厳しく制限されていた。

第一期の交流(表 4)は、全生園内部の人々(園職員、入所者)が外部へ向けて行った交流が顕著であり、外部から内部へ向けての交流は、宗教者や外部文化団体など地域外からの働きかけによるもののみであった。唯一の協働の活動による交流は、地域外の文学者との活動であった。

入所者と地域社会との交流は、「全生歌舞伎座」と「農産物品評会」において、多数の地域住民が観覧・参加していた。この 2 つの活動については、園が地域との融和策として、娯楽の少ない全生園周辺へ開放したものという側面もあった。

表 4 第一期における交流

| | 主体 | 参加者 | 活動名 |
|-----|-------------|--------|-------------|
| 外→内 | 有識者等 | → 入所者 | 文化団体などによる慰問 |
| | 有識者等 | → 入所者 | 宗教者による布教活動 |
| 内→外 | 園関係者 | → 地域住民 | 地域住民への診療 |
| | 入所者 | → 地域住民 | 警防団による活動 |
| | 園関係者 | → 地域住民 | 農産物品評会 |
| 協働 | 入所者 | → 地域住民 | 全生歌舞伎座 |
| | 有識者等 入所者 | → | 短歌会・句会等 |

(3) 第二期: 1948(昭和 23)年～1970(昭和 45)年

ハンセン病が完治する時代となり、「全患協」や各自治会が結成され、入所者による運動が盛んになった。全生園の周囲は宅地化が進み、また隔離の象徴のひとつであった柵の垣根が切り下げられた。

第二期の交流(表 5)は、全生園内部から外部へ向けての活動が第一期よりも縮小している。これは、入所

者が自らの生活を守るための入所者運動を盛んに行っていた時期であったためと考えられる。

入所者と地域社会との交流では、特に「入所者による文化活動」において、入所者が結成した野球チームやテニスクラブが地域住民と一緒に園内の野球場やテニスコートなどにおいて活動を行った。

表5 第二期における交流

| | 主体 | 参加者 | 活動名 |
|-----|--------|--------|-------------|
| 外→内 | 有識者等 | → 入所者 | 文化団体などによる慰問 |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | 外部からの寄付 |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | FIWCワークキャンプ |
| 内→外 | 入所者 | → 地域住民 | 苗木等の寄付 |
| | 入所者 | → 地域住民 | 入所者による文化活動 |
| 協働 | 地域住民 | — | |
| | 地域外市民 | → 入所者 | 全生学園分教室化 |
| | 園関係者 | → 入所者 | |
| | 行政 | | |

(4)第三期:1971(昭和46)年～1989(昭和64)年

日本ハンセン病史では大きな動きの見られない時期である。全生園では、近隣の住民が園内を散策することが日常的になった。

第三期の交流(表6)は、「身患連」の結成により交流全体が盛んになり、また外部と協働の活動が第二期までよりも増加した。

入所者と地域社会との交流は、入所者自治会と地域の市民団体が1971(昭和46)年に結成した「身患連」における活動が、入所者自治会と地域市民団体のつながりをつくり、さらに「車いすミニマラソン」などほかの地域へ向けた交流の増加へ影響した。また、園内行事である「納涼祭」「全生園まつり」が1970年代に開始され、次第に地域へと開放され、多くの地域住民が全生園を訪れるようになった。これにより、全生園が地域との交流の場となっている。

表6 第三期における交流

| | 主体 | 参加者 | 活動名 |
|-----|--------|--------|-------------|
| 外→内 | 有識者等 | → 入所者 | 文化団体などによる慰問 |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | 外部からの寄付 |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | 天理教信徒のひのきしん |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | ひまわり号旅行 |
| 内→外 | 入所者 | → 地域住民 | 苗木等の寄付 |
| | 入所者 | → 地域住民 | 納涼祭 |
| | 入所者 | → 地域住民 | 全生園まつり |
| 協働 | 入所者 | → 地域住民 | 入所者による文化活動 |
| | 地域住民 | — | |
| | 地域外市民 | → 地域住民 | 車いすミニマラソン |
| | 入所者 | → 地域住民 | 身患連における活動 |
| | 市民団体 | → 地域住民 | |
| | 市民団体 | → 行政 | |
| | 園関係者 | → 入所者 | 全生学園分教室化 |
| 行政 | | | |

(5)第四期:1990(平成元年)～2015(平成27)年

全国初のハンセン病資料館である高松宮ハンセン病記念館が全生園内に開館し、ハンセン病の啓発が全国へ広がった時期である。また、らい予防法廃止や国家

賠償裁判によって、入所者の名誉回復が進んだ。

第四期の交流(表7)は、協働による交流が顕著にみられた。

入所者と地域社会との交流では、第三期よりも地域の市民団体と協働で行われた交流が拡大した。第三期では「身患連」における活動により地域の市民団体とのつながりを深めたことで協働の活動が増えた。それに加え、第四期ではこれまでに継続してきた交流が、「人権の森構想」「NPO 東村山生き生きまちづくりの活動」「花さき保育園との交流」のような、全生園入所者を支える活動へと発展している。

表7 第四期における交流

| | 主体 | 参加者 | 活動名 |
|------|--------|--------|----------------------|
| 外→内 | 有識者等 | → 入所者 | 文化団体などによる慰問 |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | 立教大学GFSによる慰問 |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | 天理教信徒によるひのきしん |
| | 地域外市民等 | → 入所者 | ひまわり号旅行 |
| 内→外 | 入所者 | → 地域住民 | 納涼祭 |
| | 入所者 | → 地域住民 | 全生園まつり |
| | 入所者 | → 地域住民 | 入所者による啓発活動 |
| 協働 | 入所者 | → 地域住民 | 入所者による文化活動 |
| | 地域住民 | — | |
| | 地域外市民等 | → 地域住民 | 上宮保育園との交流 |
| | 入所者 | → 地域住民 | 緑の祭典 |
| | 市民団体 | → 地域住民 | |
| | 入所者 | → 地域住民 | 花さき保育園との交流 |
| | 地域住民 | → 地域住民 | |
| | 入所者 | → 地域住民 | NPO東村山生き生きまちづくりによる活動 |
| | 市民団体 | → 行政 | 身患連における活動 |
| | 市民団体 | → 行政 | |
| | 入所者 | → 地域住民 | 市内学校での人権教育 |
| | 行政 | → 地域住民 | |
| | 入所者 | → 地域住民 | 人権の森構想 |
| 市民団体 | → 地域住民 | | |
| 行政 | | | |

(6)第3章小括

隔離強行期であった第一期においても、入所者と地域社会における交流は存在したが、協働での交流までは発展しなかった。第二期では、入所者と地域住民による協働での交流がみられはじめた。第三期には、園内行事が開放され多くの地域住民が全生園を訪れ、また協働での交流である「身患連における活動」により地域の市民団体とのつながりが生まれた。これらは、全体の交流を拡大させるターニングポイントであった。第四期においては、第三期から継続されてきた交流が、さらに「人権の森構想」での協働など、全生園を支える活動へとつながった。

4. 多磨全生園における人権の森構想

(1)人権の森構想概要

人権の森構想とは、入所者が緑化活動によって植樹してきた全生園の約3万本の樹木、ハンセン病の歴史をあらわすハンセン病史跡^{注4}、ハンセン病資料館など

を含めた全生園全体を後世に残すことを目的として、2002(平成14)年に入所者自治会によって立ち上げられた全生園の保存活動である。人権の森構想は、入所者自治会だけでなく、東村山市や地域市民団体とともに進められている。こうしたステイクホルダーは、「多磨全生園将来構想検討委員会」を組織し、構想における最終的な方針や計画の決定を行っている。人権の森構想は、構想のアウトラインの決定やその実現に向けた対行政(東京都、厚生労働省など)要請などの構想の枠づくりをする活動と、園内の清掃や樹木の手入れやイベントの企画などの実働的な活動、以上の二層の活動によって構成されている。

(2) 主要なステイクホルダーの活動

(i) 多磨全生園入所者自治会

入所者自治会は人権の森構想の主体という役割を当初から一貫して担っている。主な活動は、構想に関する意志決定、計画の作成、構想に基づいた行政への要請・交渉、ハンセン病史跡の復原、各ステイクホルダーの企画する活動への協力である。2009(平成21)年「ハンセン病基本法」実現により、園内の土地を地方公共団体または地域住民等に貸し出せるようになったため、地域の市民団体への貸し出しを進めている。現在までに花さき保育園への貸し出しを行い、2012(平成24)年に園内での開園が実現した。さらに、2015(平成27)年末現在、園内一般舎の取り壊しを行っているが、この跡地を、四季折々の花が咲く「人権の森記念公園」とする計画を立てている。

入所者自治会の佐川氏へのヒアリングによると、入所者自治会は、多磨全生園は現在厚生労働省所有だが、入所者自治会では、入所者のいなくなったあとの全生園の維持管理を東京都と東村山市に行ってもらいたいと考えている。東村山市は地元自治体であり人権の森構想とともに進めているため、東京都は設立当時の全生園が東京府を含む府県立であり全生園に対し責任があるため、また東村山市による維持管理だけでは経済的に厳しいといった考えにより、これら2つの自治体に将来の維持管理を託すため要請活動を行っている。

(ii) 東村山市

東村山市は2002(平成14)年から人権の森構想への協力を開始^{註5)}、2009(平成21)年には多磨全生園創立100周年に合わせ「いのちとこころの人権の森宣言」を市議会で議決し、人権の森構想に正式に参加した。

人権の森構想における東村山市の事業は、普及啓発

のためのグッズやポスター、書籍等の作成、入所者の語り部などの普及啓発活動の支援、園内のボランティア清掃の企画・実施がある(表8)。以上のように、東村山市は入所者自治会を支援する事業を行うとともに、普及啓発品の制作によって、人権の森構想の「イメージづくり」に貢献しているといえることができる。

人権の森構想担当者への聞き取りによると、東村山市では、将来においても入所者自治会の方針を支援し事業を行っていく意向である。全生園は大切な人権教育の場であり、大切な「緑」であるため、大切に遺していきたいとしている。

表8 人権の森構想における東村山市の事業

| 年 | 内容 |
|--------------|--------------------------|
| 2002(平成14)年 | 人権の森構想への賛同 |
| 2009(平成21)年 | いのちとこころの人権の森宣言 |
| 2010(平成22)年 | 東村山市人権の森構想推進基金 |
| 2011(平成23)年～ | ポスター、シンボルマーク、普及啓発グッズ等の制作 |
| 2015(平成27)～ | 語り部などの普及啓発活動の支援 |
| 2012年以前より | 清掃ボランティアの主催(現在は年2回) |

(iii) NPO 法人東村山活き生きまちづくり

NPO 法人東村山活き生きまちづくりは、東村山市内の地域コミュニティづくりへの寄与を目的として2008(平成20)年に、行政経験者、商工会経験者、教育関係者などで結成された。現在の総会員数は約110名である。人権の森構想の支援・協力を目的として「人権の森委員会」を設置し、現在約20人が参加、12～13名が定期的に活動を行っている。

日常的な活動では、山吹舎の清掃、樹木の手入れ、ゴミ拾い、史跡案内板の清掃、園内行事への出店と交通整理などを行っている。イベント企画などの活動では、現在、「にぎやかコンサート」と「多磨全生園絵画展」を毎年開催し、多磨全生園と地域住民の交流に寄与している。

人権の森委員会担当副理事長への聞き取りでは、入所者がいなくなったあとも、全生園の保存に関わっていくという方針を持っている。具体的には、造成予定の「人権の森記念公園」について、花の手入れなどのボランティアを行っていきたいと考えている。さらに、現在、園内の樹木の手入れの人員的な負担が課題となっているため、市民や都民からボランティアを募集し、一人一木形式で手入れを行うという計画の実現へ向け、要綱づくりを行っている。しかし、NPO 東村山活き生きまちづくりでは、若年層の参加困難と会員の高齢化が課題のひとつとなっている。

(iv) 厚生労働省

厚生労働省の「歴史的建造物保存等検討会」は、入所者側からの要請により 2012(平成 24)年に開始された、全療養所のハンセン病史跡の保存について検討する会議である。厚労省職員、入所者、施設長代表、学識経験者などから構成されている。2015(平成 27)年までに各自治会へヒアリング等を行い、今後の保存の進め方と保存についての基本的な考えの仮案を作成した。各療養所の地域特性に合わせた保存を行うため、各所在自治体への管理の委託も検討されている。

5. まとめ

多磨全生園と地域社会との交流は、まず隔離政策の強硬であった時期から始まり、次に戦後から現在までの、全生園という場の開放、市民団体とのつながりなどによって深まった。入所者は、ひとりの市民として地域社会へ参加し、また地域社会の人々との長年の交流のなかで、決して一方的でない、共生的なつながりをつくったということができる。

人権の森構想は、園内のハンセン病史跡自体の保存を計画するものというよりは、法律的・歴史的・社会的な制約のもとにある全生園を保存していくための体制づくりの実現を目指す活動ということができる。隔離政策によって制限された生活を送ってきた入所者のみで全生園を遺していくというのは困難であるといえる。本研究でみてきたような交流の上に立った、地域との協働的な保存活動のあり方は、ハンセン病療養所の保存として望ましい形のひとつと考えられる。

全生園の保存体制をより実現に近づけるためには、現状から以下の課題が挙げられる。現在、療養所は厚生労働省所有であるが、長年の交流のうえに立ち、入所者はつながりの深い地元自治体、特に東村山による維持管理を求め活動している。入所者が表明する「全生園を地域へのこす」という目標を実現するためには、東京都と東村山市への維持管理委託を早期に実現し、保存の主体を地域社会に定め、それに合わせた計画を立てていくが望まれる。東村山市は全生園への支援に継続的な実績がある。また、厚生労働省主催の検討会では地元自治体への管理委託が検討されており、実現の可能性は低くない。しかし、入所者の代表である入所者自治会は高齢化により機能が低下しており、これは喫緊の課題といえる。

また、全生園の維持管理が東村山市に託されたとき、保存の重要な担い手のひとつとなるのは、地域の市民団体と考えられる。人権の森構想における代表的な市

民団体である NPO 東村山生き生きまちづくりにおいては、会員が高齢化という課題があり、若年層の参加をより促す必要がある。これは、他の市民団体にも述べ得る点である。活動を支える市民団体が長期的に継続するための体制づくりが、現状におけるもう一つの課題として挙げられる。

ハンセン病の歴史や入所者の体験については、現在、書籍や資料館の展示など、さまざまな媒体によって知ることができるが、実際に足を踏み入れ、当事者が生きた歴史について理解を得ることができる多磨全生園は貴重な遺産であるといえる。入所者がいなくなるという近い将来へ向け、地域社会の中での全生園保存の実現が望まれる。

注

注 1) 財団法人日弁連法務研究財団：ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書 上、明石書店、p. 839、2007

注 2) 全生園入所者自治会：人権の森 緑のしおり、全生園入所者自治会、p. 2、2009

注 3) 1942(昭和 17)年に町制、1964(昭和 39)年に市制を施行

注 4) 文化財保護法における「史跡」ではなく、ハンセン病の歴史を表す建造物や石碑などを指す用語として定義・使用した

注 5) ハンセン病問題自体についても、東村山市は 1973(昭和 48)年発足の「全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会」会長を歴代市長が務めている

参考文献

- 1) 多磨全生園患者自治会編：俱会一処 患者が綴る全生園七十年の歴史、一光社、1979
- 2) 多磨出版部：多磨、多磨出版部、1960～1996
- 3) 多磨全生園入所者自治会：自治会ニュース、1981～1991
- 4) 多磨全生園入所者自治会：自治会ニュース、2006～2015
- 5) 大谷藤郎：らい予防法廃止の歴史 愛は打ち克ち 城壁崩れ落ちぬ、勁草書房、1996
- 6) 山本俊一：増補 日本らい史、東京大学出版会、1997
- 7) 財団法人日弁連法務研究財団：ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書 上、明石書店、2007
- 8) 全生園入所者自治会：人権の森 緑のしおり、全生園入所者自治会、全生園入所者自治会、2009
- 9) 東村山市・全生園入所者自治会：いのちの森に生きる ハンセン病療養所多磨全生園のいま、東村山市・全生園入所者自治会、2015
- 10) 国立療養所多磨全生園 HP
(<http://www.nhds.go.jp/~zenshoen/>)
- 11) 東村山市 HP (<http://jinkennomori.com/>)
- 12) 厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>)